

根室市訪問型サービス(独自)サービスコード表

水色:新設 黄色:変更(項番、名称等の変更も含む)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1,176 単位 (2)1週に2回程度の場合 2,349 単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3,727 単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		日割の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		日割の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高年齢者虐待防止措置未 実施減算 1週当たりの標準的な回数 を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 (2)1週に2回程度の場合 (3)1週に2回を超える程度 の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		日割の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者 等々にサービスを行う場 合 事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物 の利用者20人以上にサー ビスを行う場合 事業所と同一建物の利用 者50人以上にサービス を行う場合 同一の建物等に居住する 利用者の割合が100分の 90以上の場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する 者への サービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算	200単位加算		200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算		50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		1月につき